

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年6月29日

国立大学法人東京農工大学長 小 畑 秀 文

17 経教 規程第36号

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程（16 経教規程第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号口中「国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則」の下に「及び国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則」を加える。

第3条中「規則等の制定等に当たっては」の下に「、国立大学法人法第20条第4項第3号及び同法第21条第3項第3号の規定により審議される機関が定められている事項以外の事項については」を加え、同条第1号口中「国立大学法人野東京農工大学非常勤職員就業規則」の下に「及び国立大学法人東京農工大学における特定の専門分に従事する職員就業規則」を加える。

附 則（17 経教規程第36号）

この規程は、平成17年6月29日から施行する。